

起業時の労務の 基礎知識

▶ 令和6年10月12日

伸びる会社のはなし

1 人を大切にしている経営が企業を発展させる

- ▶ 従業員のモチベーションを「経済的インセンティブ」、心理的インセンティブ」により実現し、その結果企業の業績を向上させることとなる。イコール人を大切にする経営と呼ぶ
- ▶ ①社長の明確な経営ビジョンを従業員が共感する！
- ▶ ②職場ルールを明確にし、安心して働ける職場に！ ・ ・ 就業規則
- ▶ ③労働法や労働保険・社会保険の加入等法令を守る！
- ▶ ④人事評価、賃金などの人事制度をわかりやすく示す！
- ▶ ⑤コミュニケーションを重視し、職場トラブルを起こさない！
- ▶ ⑥従業員がいきいきと働くことのできる職場に！

2 社長の右腕になる人材を確保・定着させる

- ▶ (1) 社長の明確な経営ビジョン(理念)を共有して一緒に働てもらえる従業員を確保 ・ ・ 経営計画で設定した目標と戦略を達成するための手段・方策・手順を具体的に策定することが重要
- ▶ (2) 優秀な人材を採用面接で見極める
- ▶ ・ 真剣さを図るため当社を希望した理由を聞く ・ 健康状態 ・ 業務への
- ▶ 取り組み姿勢を図るため前職を退職した理由を聞く ・ 当社の求める能力を有するかの判断のために前向き度や物事をやり遂げる意思を雑談から聞き取る



▶ 人を雇う場合の諸手続き

▶ **社会保険 と 労働保険の加入**
(医療保険と年金制度) (労災保険と雇用保険)

〈社会保険と労働保険の加入〉 概略

A 個人事業を起業した場合

★従業員を雇わず一人で起業した場合

国民健康保険、国民年金の加入。労災保険の加入無し（建設業を除く）

★5人未満の従業員を雇った場合

事業主の保険➡ 国民健康保険、国民年金保険、労災保険特別加入あり

従業員の保険➡ 国民健康保険、国民年金保険、労災保険、雇用保険

★5人以上の従業員を雇った場合

事業主の保険➡ 国民健康保険、国民年金保険、労災保険特別加入あり

従業員の保険➡ 協会けんぽの健康保険（以下「健康保険」という）、厚生年金保険、労災保険、雇用保険

B 法人事業を起業した場合

★従業員を雇わず一人又は役員のみで起業した場合

事業主等役員の保険➡ 健康保険、厚生年金保険、労災保険の加入無し（建設業を除く）

★従業員を雇った場合

事業主等役員の保険➡ 健康保険、厚生年金保険、労災保険の加入あり

従業員の保険 ➡ 健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険

成立、取得等の届出先

国民健康保険、国民年金 ➡ 各市町村役場(ひたちなか市役所)

協会けんぽの健康保険、厚生年金保険 ➡ 事務センター又は年金事務所
(埼玉事務センター又は水戸北年金事務所)

労働保険成立届 ➡ 労働基準監督署(水戸)

雇用保険 ➡ ハローワーク(水戸)



●主に使用する用語

- ・法人 (株式会社、合同会社・社会福祉法人等・)
- ・個人企業 (屋号のみ)
- ・代表取締役、取締役、代表社員、理事長、理事 (役員)
- ・代表 (個人事業の経営者)
- ・従業員 (社員・パート・アルバイト等)
- ・所定労働時間 (残業を除いて会社が定めた時間。1日、1週間など)
- ・割増賃金 (残業代)
- ・被保険者 (社会保険・雇用保険取得者)

★会社（法人）を設立したら代表取締役一人でも、 社会保険加入

★従業員を雇ったら（法人、個人問わず）労災保 険と雇用保険加入

- 社会保険加入手続き
 - ・ 健康保険、厚生年金保険新規適用届
 - ・ 〃 〃 資格取得届
 - ・ 健康保険被保険者扶養届

- 労働保険関係成立届
 - 〃 概算保険料申告書

- 雇用保険適用事業所設置届
 - 〃 被保険者取得届

会社(事業所)単位で成立

● 社会保険(健康保険・厚生年金保険)

・ 強制適用事業所

- ・ 全ての法人事業所
- ・ 常時雇用される者が5人以上の個人事業所

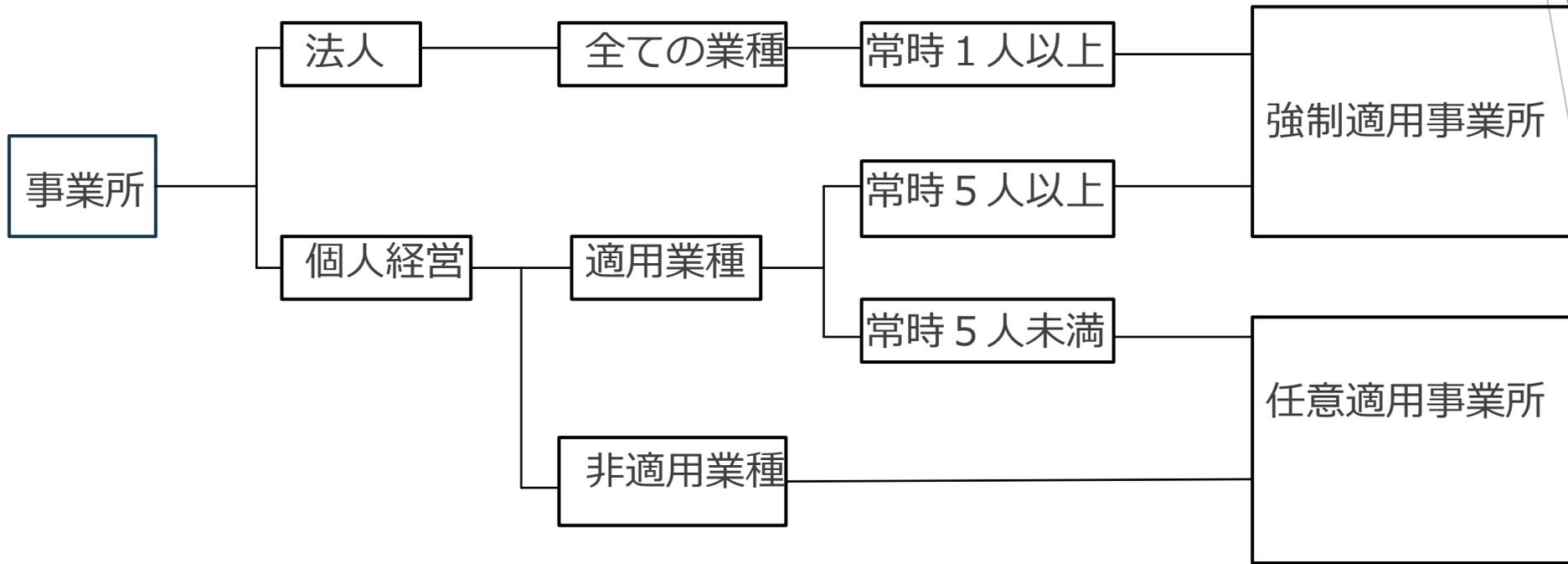
(1週間の労働時間が30時間以上の人数)

・ 任意適用事業所

↓
国民年金・国保加入

- ・ 常時雇用される者が5人未満の個人事業所 (一部の業種除く)
- ・ 旅館、理・美容室、娯楽、スポーツ、飲食店、クリーニング店等サービス業、農業・畜産業などは個人事業所であれば人数に関係なく任意) ※

非適用業種



※非適用業種・・・旅館、理・美容室、映画館等娯楽、飲食店、クリーニング店等
サービス業、農業、畜産業

適用事業所で働いている人の加入の条件
被保険者になれる者

- ・ 法人の常勤役員
- ・ 社員、パート（1週間の労働時間が30時間以上・社員の4分の3以上）

被扶養者となれる者

- ・ 収入年間130万円未満
(障害者又は60歳以上の場合は年間180万円未満)

被保険者となれない者

- ・ 75歳以上の後期高齢者
- ・ 個人事業主とその家族従業員
- ・ 短時間労働者

保険料
社会保険料

- ・ 標準報酬月額により決定(月額)
- ・ 毎月徴収、納付

改正

被保険者

令和4年10月から被保険者が100人超の企業（101人以上）

令和6年10月から被保険者が50人超の企業（51人以上）

上の規模の企業においては、短時間労働者も被保険者となる。

・取得の条件となる短時間労働者とは以下の全てを満たす者

(1)週の所定労働時間が20時間以上

(2)賃金月額が8.8万円以上

(3)雇用期間が2か月以上見込まれる

(4)昼間学生でない

● 労働保険(労災保険・雇用保険)

適用事業所となる。 成立は事業所単位で！
(法人・個人問わず)

- ・ **労災保険の適用事業所**

従業員を一人でも採用している事業所

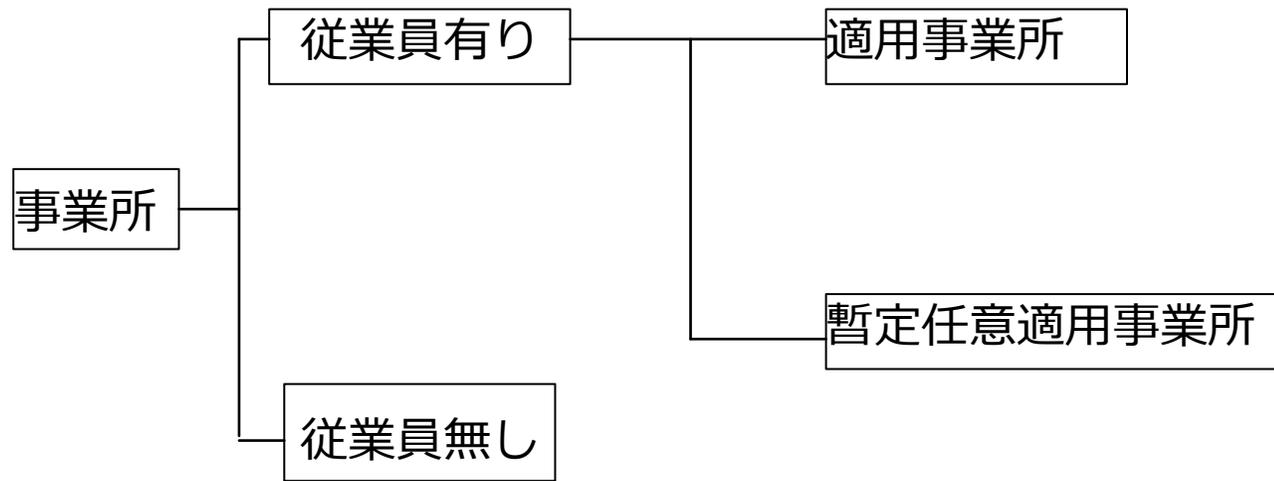
- ・ **雇用保険の適用事業所**

従業員を一人でも採用している事業所

(週の所定労働時間が20時間以上の者)

※ただし

個人経営で常時5人未満の農・林・畜産業は、暫定任意
適用



※暫定任意適用事業所（労災・雇用）

個人経営で常時5人未満の**農業**、林業、畜産業

被保険者 加入条件

- **労災保険** [
 - 全ての従業員
 - 特別加入している役員
- **雇用保険** [
 - 1週間の労働時間が20時間以上(年齢に関係なく)
 - 31日以上雇用されることが見込まれる従業員
- **雇用保険の被保険者になれない者** [
 - 1週間の労働時間が20時間に達しないもの
 - 役員、代表 および同居の親族

保険料

- 保険料は、業種により保険料率決定
(労災、雇用保険料率表有)
- 徴収は、雇用保険は毎月徴収。労災は
全額事業主負担のため、本人からの徴収無。
- 納付は、年1回～3回に分けて納付。

保 険 料

※小売業、給与20万円、40歳以上64歳以下
(R6.10) の従業員設定(介護保険料に該当)

	社会保険料	雇用保険料	労災保険料	1か月の 負担額
本人負担	健 11,260 厚 18,300 } 29,560	1,200	0	30,760
事業主負担	子供子育て拠出金 プラス 30,280	1,900	アスベスト拠出金含む 604	32,784

【固定】

【変動】

【変動】

40歳－65歳未満 小売業 事業主負担額

社会保険加入者	1	人	①
平均給与	260,000	円	②
社会保険料 会社負担	39,364	円	①×②×14.78%+0.36%
雇用保険料 会社負担	2,470	円	①×②×0.95%
労災保険料	785	円	①×②×0.3%+0.002%

●従業員を採用したとき必要なもの

- ・タイムカード又は出勤簿
- ・賃金台帳
- ・労働者名簿
- ・労働条件通知書
- ・健康診断個人票
- ・時間外・休日労働に関する協定書
- ・就業規則

●労働時間の決定

- ・ 1 週間の所定労働時間を 4 0 時間とする。
 - ・ 完全週休 2 日制 ・ 1 週間で 4 0 時間に
 - ・ 1 か月変形労働時間制
 - ・ 1 年単位変形労働時間制
- ・ 1 0 人未満の小売業、美容室、病院、飲食店などの事業所は 1 週間の所定労働時間は 4 4 時間
- ・ 農業は適用除外

※働き方改革（主なもの） 6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

- 平成31年4月 年次有給休暇
1年間で5日の時季を指定して取得させる
- 令和2年4月 36協定の変更（残業の上限時間）
残業時間の上限が年間720時間以内、残業時間＋休日労働時間は1か月100時間未かつ2～6か月の平均が80時間以内
建設業も令和6年4月～適用
- 令和3年4月 正社員と非正規雇用の待遇格差の禁止
同一労働同一賃金
- 令和5年4月 月60時間を超えて残業のとき、50%の割増

農業

- ・ 労災保険 } 個人事業所(5人未満) 任意加入
- ・ 雇用保険 } 個人事業所(5人以上)と法人事業所 . . 強制加入

- ・ 社会保険 個人事業所(人数に関係なく) 任意適用
- 法人事業所 強制適用

- ・ 労働時間、休憩、休日は適用除外
- ・ 茨城県の最低賃金は適用
- ・ 割増賃金 . . 深夜労働

3 6 協定書

時間外労働に関する協定届 休日労働

労働保険番号	<input type="text"/>
法人番号	<input type="text"/>

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間	
				（〒 — — — — — ） （電話番号： — — — — — ）					
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間 （1日） （任意）	延長することができる時間数			1年（①については360時間まで、②については320時間まで） 起算日 （年月日）	所定労働時間を 超える時間数 （任意）
					1日 法定労働時間を 超える時間数	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） 法定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数 （任意）		
① 下記②に該当しない労働者									
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 （満18歳以上の者）	所定休日 （任意）	労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
（チェックボックスに要チェック）

労働保険事務組合

- ・ ひとちなか商工会議所
- ・ 東海村商工会
- ・ 那珂市商工会
- ・ ひとちなか労務管理協会
(益子美知子社会保険労務士事務所)